

| | |
|------------------|---|
| Title | 最近の労働者問題概観 (其一) |
| Sub Title | |
| Author | 松崎, 寿 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1914 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.7 (1914. 9) ,p.845(65)- 858(78) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140910-0065 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

雜 錄

最近の勞働者問題概觀 (其一)

松 崎 壽

本原文は近着の *Revue d'Économie politique*, Mars-Avril, 1914 に見えたる佛國「ホルドー」大學法科助教 授ジャン、レツキエール (Jean Lescaze) 氏の論文 *Chronique des Questions Ouvrières* にして、専ら英國を中心とし最近殊に昨千九百十三年中に起れる勞働者問題の真相を明快に叙したるものなり。社會政策上有益なる資料に富ゆるを以て、次に其大要を紹介して同好の士の參考に供することとせり。

一 産業紛議

千九百十三年は歐洲諸國を通じて勞働者運動の頻發せる年なりしが、其内最も注目すべき重大事件は前年に引續き英國に於ける勞働者階級

第八卷 (八四五)

雜 錄 最近の勞働者問題概觀

の動搖にして、夫の怖るべき革命的「サンヂカリズム」の思想は亦此國にも其鋭鋒を現はせるが如く、殊に鐵道從業勞働者が總同盟罷工 (Grève générale) を宣言すべしてふ威嚇は大に全國の産業を戦慄せしめたり。されば産業紛議 (同盟罷工と工場閉鎖とを含む) の如きも同年中千四百六十二件の多きに及びて未だ英國の統計に於て其匹儔を見出し得ざる程の最大數字を示せり。尤も是等の紛議に關與せる勞働者の數並びに其罷業延日數は却て前年より減少せるが如く、即ち千九百十二年中の關係勞働者數一、四六三、〇〇〇人、罷業延日數四〇、九一四、六七五なるに、千九百十三年には關係者數六七七、二五四人、延日數一一、四九一、〇〇〇に下れりと雖も、而かも一般勞働者の激昂は益々高潮に達したること蓋し疑ふべきにあらず。

斯くの如く英國に於ける同盟罷工、工場閉鎖等の紛議が近時著しく増加するに従ひ、勞働者

第七號

六五

問題の將來に對して悲觀的の觀察を下すもの尠からざれども、吾人は直に斯る見解に與せず、否寧ろ或一部の經濟學者と共に英國の労働者は未だ以て輕々しく無政府主義的空想に捉はるゝものに非ることを信するものなり。何となれば表面に於ては斯く暗雲幢々たれども、反面に在りては労働條件及び賃銀率の改善が雇主と労働者との間の平和協約によりて解決せらるゝこと極めて多きに至れるを以てなり。英國の商務院は、賃銀の變動、其變動を享けたる労働者の數及び其變動を惹起するが爲めに採用せる手段即ち協定、仲裁、和解、調停等種々の重要な事項に關する細密の統計を年々公刊し來りたるが其統計に隨へば千九百九年乃至十一年の三箇年間に賃銀の増加を得たる總労働者の内平和的手段によりて其目的を達せる者と否らざる者との割合は實に左の如き逕庭ありしと云ふ

| | | | |
|----------------------------|-------|-------|-------|
| 工場閉鎖又は同 業罷工の手段に よれる者 | 一九〇九年 | 一九一〇年 | 一九一一年 |
| 右の手段に據ら ざる者 | 一三・三% | 一・九% | 一六・三% |
| | 八六・七% | 九八・一% | 八三・七% |

見るべし強行的手段は常に必ずしも萬全の策にあらざることを。

二 實質賃銀

晩近に於ける英國の労働者運動は大に革命的「サンヂカリズム」の色彩を帯ぶるもの、如くなれども、而かも實際に於て彼等の主張する所は生計費の高きにも拘はらず實質賃銀 (Salaires réels) の低きが故に同盟罷工に依頼するの止むを得ざるに出づと云ふにあり。想ふに此點は爭ふべからざる事實にして商務院の調査「ホブソン」、「ウッド」等の最近の研究は何れも英國に在りて實質賃銀の著しく低廉なることを立證せり「ホブソン」が其近著に示せる英國の名目賃銀 (Salaires nominaux) 小賣相場並びに實質賃銀に

關する指數を引照せば次の如し (Hobson, Gold, Prices and wages, 1913, p. 121)。

| 年次 | 平均賃銀 | 小賣相場 | 實質賃銀 |
|------|------|------|------|
| 一八九〇 | 一六三 | 九一 | 一六二 |
| 一八九一 | 一六三 | 九二 | 一五九 |
| 一八九二 | 一六二 | 九二 | 一五三 |
| 一八九三 | 一六二 | 八九 | 一五五 |
| 一八九四 | 一六二 | 八七 | 一五八 |
| 一八九五 | 一六二 | 八四 | 一六三 |
| 一八九六 | 一六三 | 八三 | 一七〇 |
| 一八九七 | 一六六 | 八六 | 一七〇 |
| 一八九八 | 一六七 | 八七 | 一六九 |
| 一八九九 | 一七二 | 八六 | 一七六 |
| 一九〇〇 | 一七九 | 八九 | 一七九 |
| 一九〇一 | 一七九 | 九〇 | 一七五 |
| 一九〇二 | 一七六 | 九一 | 一七〇 |
| 一九〇三 | 一七四 | 九二 | 一六四 |
| 一九〇四 | 一七三 | 九三 | 一六〇 |
| 一九〇五 | 一七四 | 九二 | 一六三 |
| 一九〇六 | 一七六 | 九二 | 一六八 |
| 一九〇七 | 一八二 | 九五 | 一七〇 |

第八卷 (八四七) 雜 錄 最近の労働者問題概観

「ウッド」は千九百年乃至同十二年の間倫敦に於ける賃銀に關して同様の指數を調製し、以て「ホブソン」の研究を確めたり (Wood, The course of real wages in London, 1900-1912, Journal of the royal statistical of London, Dec. 1913, p. 37)

| 倫敦に於ける 生計費 | 名目賃銀 | 實質賃銀 |
|---------------|-------|-------|
| 一九〇〇 | 九七・五 | 一〇三・七 |
| 一九〇一 | 九七・八 | 一〇四・一 |
| 一九〇二 | 九八・四 | 一〇二・五 |
| 一九〇三 | 九八・六 | 一〇二・一 |
| 一九〇四 | 九九・二 | 九八・五 |
| 一九〇五 | 一〇〇・〇 | 九八・四 |
| 一九〇六 | 九九・七 | 一〇一・一 |
| 一九〇七 | 九九・五 | 九九・九 |
| 一九〇八 | 一〇一・五 | 九四・六 |
| 一九〇九 | 一〇二・一 | 九四・七 |
| 一九一〇 | 一〇二・五 | 九八・六 |

一九二一 一〇三・一 一〇三・五 一〇〇・四
一九二二 一〇四・五 一〇四・七 一〇〇・四

英國労働者階級の生計費に關する商務院の最近の調査は八十八個の都市に就て、千九百五年より千九百十二年に至る實質賃銀の傾向を闡明したるものなるが、今其調査に従へば此期間内に食料品及び石炭の價格は一割乃至一割八分の騰貴を示したれども、之れに反して賃銀は殆ど停止せるか、或は一分九厘乃至四分一厘の極めて僅かなる昂騰を現はせしに止まれりと云ふ (Report of an enquiry of the Board of Trade into working-class rentes and retail prices together with the rate of wages in certain occupations in industrial towns of the United Kingdom in 1912, XII, XIII, XLIV, LIX.)

然れども英國以外の他の諸國に於ては實質賃銀の傾向が右と其趣を異にせることは注意すべき事實なり。即ち是等の諸國に於ては名目賃銀

の増加著しかりし爲め生計費の膨脹を寛和したるものと云ふべく、吾人は佛蘭西、千九百七年迄の合衆國、日本及び濠洲に於て明かに此現象を認むるを得べし。獨逸に在りても賃銀の増進が物價の騰貴より一層迅速なりしことは之を信すべき十分の理由あれども只以上の諸國の如き歴然たる統計を求め得ざるのみ。佛國に對しては「マルシ」(March)の著 *Salair et coût de l'existence*, p. 11. に據れば千八百九十六―千九百十年の物價騰貴時代に實質賃銀も亦相伴ひて向上したること明かにして、其指數を擧ぐれば即ち左の如し。

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 貨 銀 | 一九〇二年 | 一九〇五年 | 一九〇八年 | 一九一〇年 |
| 生計費 | 103 | 105 | 107 | 110 |
| 貨銀購買力 | 100 | 100 | 100 | 100 |

に區分せられ、即ち其一は一時間宛のものにして其二は一週間宛の賃銀指數是なり。此内前者は非常の増進を示せるも後者は之に及ばざるが如し。然れども後者の増加率少きは物價の騰貴に基くにはあらずして労働時間の短縮に因るも

のと云はざるべからず。今次に合衆國に於ける名目賃銀と實質賃銀とを比較對照して示さむ (*Wages and hours of labor in manufacturing industries, 1890 to 1907, Bulletin of the Bureau of Labor, July 1908, p. 7.*)

| 年 次 | 一週間の労働時間數 | 一時間宛の名目賃銀 | 一週間宛の名目賃銀 | 生計費 | 一時間宛賃銀購買力 | 一週間宛賃銀購買力 |
|------|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|
| 一八九〇 | 一〇〇・七 | 一〇〇・三 | 一〇一・〇 | 一〇二・四 | 九七・九 | 九八・六 |
| 一八九一 | 一〇〇・五 | 一〇〇・三 | 一〇〇・八 | 一〇三・八 | 九六・六 | 九七・一 |
| 一八九二 | 一〇〇・五 | 一〇〇・八 | 一〇一・三 | 一〇一・九 | 九八・九 | 九九・四 |
| 一八九三 | 一〇〇・三 | 一〇〇・九 | 一〇一・二 | 一〇四・四 | 九六・六 | 九六・九 |
| 一八九四 | 九九・八 | 九七・九 | 九七・七 | 九九・五 | 九八・二 | 九八・〇 |
| 一八九五 | 一〇〇・一 | 九八・三 | 九八・四 | 九七・八 | 一〇〇・五 | 一〇〇・六 |
| 一八九六 | 九九・八 | 九九・七 | 九九・五 | 九五・五 | 一〇四・四 | 一〇四・二 |
| 一八九七 | 九九・六 | 九九・六 | 九九・二 | 九六・三 | 一〇三・四 | 一〇三・〇 |
| 一八九八 | 九九・七 | 一〇〇・二 | 九九・九 | 九八・七 | 一〇一・五 | 一〇一・二 |
| 一八九九 | 九九・二 | 一〇二・〇 | 一〇一・二 | 九九・五 | 一〇二・五 | 一〇一・七 |
| 一九〇〇 | 九八・七 | 一〇五・五 | 一〇四・一 | 一〇一・一 | 一〇四・四 | 一〇三・〇 |

| | | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|---------|-------|
| 一九〇一 | 九八・一 | 一〇八・〇 | 一〇五・九 | 一〇五・二 | 一〇二・七 | 一〇〇・七 |
| 一九〇二 | 九七・三 | 一一二・二 | 一〇九・二 | 一一〇・九 | 一〇一・二 | 九八・五 |
| 一九〇三 | 九六・六 | 一一六・三 | 一一二・三 | 一一〇・二 | 一〇五・四 | 一〇一・八 |
| 一九〇四 | 九五・九 | 一二七・〇 | 一二二・二 | 一一一・七 | 一〇四・七 | 一〇〇・四 |
| 一九〇五 | 九五・九 | 一一八・九 | 一一四・〇 | 一一二・四 | 一〇五・八 | 一〇一・四 |
| 一九〇六 | 九五・四 | 一二四・二 | 一一八・五 | 一一五・七 | 一〇七・三 | 一〇二・四 |
| 一九〇七 | 九五・〇 | 一二八・八 | 一二二・四 | 一二〇・六 | 一〇六・八 + | 一〇一・五 |

(備考)

一八九〇—一八九九年の平均を基数一〇〇とす。

+印には一九〇七年の恐慌の影響あり。

日本に於ても賃銀に對する労働者の要求は屢々有之りたれども、同國政府の調製せる指數によれば生計費の膨脹は尙名目賃銀の増進に及ばざるが如し。次表は重要貨物の價格指數と名目賃銀指數との比較なり (Ourakami, Lettre du Japon, l'conomiste français, 12 avril 1913, p. 534.)

| 年次 | 物價 | 名目賃銀 |
|------|-----|-------|
| 一九〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇・〇 |
| 一九〇一 | 九八 | 一〇四・七 |
| 一九〇二 | 一〇〇 | 一〇七・七 |
| 一九〇三 | 九九 | 一〇九・五 |
| 一九〇四 | 一一一 | 一〇七・五 |
| 一九〇五 | 一二七 | 一一二・一 |
| 一九〇六 | 一二七 | 一一八・四 |
| 一九〇七 | 一三六 | 一三四・一 |
| 一九〇八 | 一三九 | 一四三・〇 |
| 一九〇九 | 一三三 | 一四四・一 |
| 一九一〇 | 一三六 | 一四八・五 |

(備考)

物價は重要日用品十種の平均指數にして、名目賃銀は六種の労働者に就て調査したる賃銀指數なり、詳細は我農商務省統計表によりて看るべし。

轉じて獨逸の現状を看るに物價の騰貴を難する労働者の不平は常に絶えざれども、而かも此國の賃銀は千八百九十五年より今日に至る迄非常の増加を呈せるなり。例へば「トルトムンド」礦山の坑夫賃銀は千八百九十五年の三馬克十八布より千九百十一年の五馬克六十一布に進み、「クルップ」工場にては日雇職工の平均賃銀が千八百九十四年の四馬克六布より千九百六年の五馬克三十五布(以上何れも日給)に増加し、又「マントヘン」の機關車製造工場に在る職工は千八百九十五年に一箇年千六十三馬克の賃銀を得れども、千九百六年には千二百五十二馬克を得るに至り少くとも二割五分の増收を看たりと云ふ「リチャード、カルツァー」(Richard Calver)は獨逸に於ける生計費を計算し、其指數を以て

千九百年の一〇〇より千九百十年の一四・七に達せることを述べたり。要するに是等の労働者に就て言ふも實質賃銀の昂騰は毫も疑ふの餘地莫く、其他の労働者にしても略ぼ同様の事實を推定するを得べきなり。

濠洲に關しては同聯邦政府の調査に據れば晩近、名目賃銀の増加が「クインスラント」に於て一割ニ「ザクトリア」に於て二割一分、其他の諸州に在りて一割乃至二割一分に及べるに、生計費は此間に漸く一割の向昂を示せるのみ。即ち名目賃銀は生計費と同一若くは其れ以上の増進を爲せるものなり (Trade-Unionism, unemployment, wages, prices and cost of living in Australia to 1912.)

是に由りて之を看れば實質賃銀と生計費とが反對の傾向を呈せるは英國に於ける特有の現象なるが如し。果して然らば如何なる理由によりて佛蘭西、獨逸、合衆國等に在りては名目賃銀

が英國に比し一層の騰貴を爲したるや是れ洵に興味ある問題なり。而して之に對しては種々の理由を擧ぐるを得べし、想ふに千八百九十年に至る迄の賃銀は英國に於て其騰貴の趨勢最も著しく殊に九十年前後の膨脹は遙に各國を凌駕せり。されば現代に至りては英國の賃銀は最早膨脹の餘裕甚だ少く其伸縮力は薄弱のものとなりしむるに至大の勢力ある職工組合の運動は已に千八百九十年代より極めて旺盛にして、即ち組合員の數は千八百九十一年に百四十六萬一千人の多きに達せし程なるに、當時獨逸に於ては僅に二十四萬四千、佛國にては二十萬五千を算するのみなりき。然るに九十年以降諸國に於ける労働者運動の勃興に伴ひ労働條件の改善賃銀の増加等の結果を齎したる爲め英國と大陸諸國との間の賃銀の開きは漸次減少するに至れり。例へば英國の炭坑々夫は千九百十二年に日給五志

の最低賃銀を要求したるが、其前年即ち千九百十一年に佛國坑夫の賃銀は日給五法十二參、獨逸坑夫の賃銀は同じく五馬克六十一布に達したる程なり。

右の外尙二個の理由あり、其一是諸國の發達に連れて經濟上外國の競争は大に英國の産業を壓迫し往時の優先權を失墜せしめたること、其二是英國が其生計資料を仰ぐべき農業國に於ても亦物價の騰貴起り以て英國の生計費を大陸諸國の其れとを接近せしめたること是なり。斯くして英國の實質賃銀は事實に於て低落したるが此現象は亦英國労働者の間に革命的思想の萌芽を發せしめたる一因なりと云ふべし。

元來英國の労働者階級は空想的にあらずして實在的なり。従つて彼等は猥りに革命的思想に雷同するものにあらずと雖も、若し其労働條件にして著しく不利なる時は終には立つて斯る思想に捉はるゝことなきを保し難し、故に英國に

三 雇主組合

昨年中英國労働界に起れる他の重要な事件は職工組合に對抗すべき有力なる雇主組合即ち United Kingdom Employers' Defence Union の發生せること是なり。此種の組合は企業聯合の如く労働者の團體に對して雇主の一般的團結を組織し、之に倚りて企業者の利益を保護し所謂同盟罷工保險(L'assurance contre la grève)を形成せんとするものに外ならず。

遮莫右の英國に於ける新雇主組合はデッサート(Dyett) シッドフォード(Bedford) 及び「アベプリー」三氏の首唱により昨年九月倫敦に開催せられたる全國大工業者の會議に於て成立し同月下旬法定の登録を経たるものなり。各組合員は其利害の程度に應じ夫々餉金を爲して、總計五十萬磅の組合基金を作ることとし、此大基金を以て同盟罷工の際雇主及び従業の繼續を希望する労働者の利益を擁護するの資に充て、尙

於ける労働者運動の將來は「サンデカリズム」の主觀的感化よりも寧ろ實質賃銀の低落てふ客觀的原因によりて重大の影響を披むるの虞なきにあらざるなり。否今日已に斯る熱狂的運動の端緒を看るは偶々以て實質賃銀を生計費との不調和を語つて餘りありと云ふべきなり。彼の千八百四十七年の激烈なる労働紛議が同年の恐慌に基因することは亦其一證なりとす。「タイムズ」が千八百四十八年四月二十七日の論說に於て次の言を爲せり、曰く「英國労働者は賃銀の暴落に遭遇し又は労働の機會を失ふが如き場合に於てのみ初めて政治問題を考慮するに至るものにして、各種の重大なる政治運動が民衆の失業に基因するてふことは英國政治の格言なりと云ふも可なり、労働者が専心其職業に従事し得る間は毫も政治上憂慮すべき問題の發生することなし」と、此言は今日に在りても尙大に味ふべきものあるを覺ゆるなり。

平時に在りては産業を保護獎勵するの目的に使用すべきものとなせり。而して組合の目的を要約せば左の如くなりとす。

一、共同して雇主の保護並びに防禦の手段を講ずること

二、孤立労働者に對しては單獨契約(Contracts individuals) 職工組合に對しては集合契約(Contracts collectifs) を締結するの権利と自由を有すること

三、非買同盟及び平和的監視(Le picketing pacifique)に關する千九百六年の産業紛議法(Trade Disputes Act)の修正を議會に請願すること

右の雇主組合の設立は英國の産業界に非常の反響を興へたるものゝ如く、之に對する賛否の議論は喧嘩を極めたりき。即ち或論者は其首唱者たる「デッサート」の極力辨解せしにも拘らず、雇主組合を以て職工組合に對する反抗的組

織に過ぎずとなし斯る機關の對立によりて労働紛議は一層の峻烈を加ふるに至るべしと公言せり。此種の見解は雇主の間にも之を看ること動しとせず、例へば最近の同盟罷工によりて最も大なる打撃を蒙りたる某礦山主の如きすら斯る組合の發生が労働者の間に階級戦争の觀念及び資本と労働との間の調和すべからざる敵對主義の存在を確信せしむる弊害を齎すものなりとして之を排斥したる程なり。然れども「タイムズ」の如きは寧ろ穩見なる議論を建て、同盟罷工基金の成立は労働者をして職工組合より開放せしむるものにして、彼等は之によりて更に新らしき雇傭契約の舞臺に入ることを得るものなりと論斷したり。尤も「イブニング、ニュース」「ウェストミンスター・ガゼット」「デーリー、ニュース」等は之に對して甚だ同情少き意見を發表したるが如し。

其他職工組合の首領又は關係者の意見は亦大

に參考に價するものあり。例へば労働黨の實行委員長「フォックス」は論じて曰く「雇主の團體は労働者の團體に對應すべきものにして後者の存在を許容する以上は前者の發生も亦之を認めざるべからず」と、倫敦印刷職工組合の書記長「ネイラー」(Taylor)は雇主組合の成立は總同盟工の偉力を承諾せるものにして、即ち之に對する雇主の防禦手段に過ぎずと論じたり。最も純職工組合の遵奉者は之れが爲めに舊式の組合主義が「サンデカリズム」に益々其地位を浸蝕せらるゝの危険多きを虞るゝが如き状態なり。又過去六十餘年間労働者の組織的運動に一身を傾倒したる職工組合主義の老将「ロバート・アップルガース」(Robert Applegarth)は新組合の將來に對して多少の疑問を挿めるを看る。想ふに今回の United Kingdom Employer's Defence Union は此種の組織の嚆矢には非ず、過去に於ても屢々同様の計畫を看たれども何も永

續する能はざりき。即ち千八百七十三年には National Federation of Employers of Labour 起りたれども僅に二年にして解散し、千八百九十八年には労働者保護法に關して議會の裁決を求むる爲め Employer's Parliamentary Council 成立したるも同じく二箇年の生命を保ちたるのみなりき。而して又千九百三年に入り労働の自由を保護すべき目的を以て Industrial Freedom League なる雇主の組合組織せられしが、由來最近に至りて迄英國に於ては鞏固なる雇主の團體存在せざりしなり。今回の新組合は從來の如き一時的のものにあらざるは勿論なれども將來の成否は猶未知數にして吾人の注意を要する所なり。唯今日に於ては労働者の要求を斥け賃銀の騰貴を阻止せんとするが如き反抗的雇主組合の存在は却て階級戦争の慘害を擴大するに止まるものと云ふべきなり。

獨逸に於ては其事情英國と異り雇主の組合は

益々其數を加へ且其勢力も愈々強大に赴きつゝあり。殊に昨千九百十三年には獨逸の二大雇主組合聯合會として有名なる Hauptstelle Deutscher Arbeitgeberverbände 及び Verein deutscher Arbeitgeberverbände 々が合同して Vereinigung Deutscher Arbeitgeberverbände として新團體を組織するに至れり。此新聯合會は前兩者に加入せる雇主の殆んど全部を包擁せりと云へば組合員數は尠く次の合計を越ゆるならむ。即ち次表は千九百十三年一月一日現在の兩聯合會の加盟者を示したるものなり。

| | |
|---------|-----------|
| 加盟總雇主數 | 其下に在る労働者數 |
| ハツプロスタル | 六・六六四八 |
| ツエライン | 一・三〇〇〇〇〇 |
| 合計 | 二・三九二・〇〇〇 |

右の新聯合會は昨年四月四日其成立を決定し五月二十七日初めて第一回の總會を開きたるものにして、其執行機關は之を委員會組織と爲し委員長には「テンツラー」(Tanzler)を擧げ其

下に全國の各聯合組合より選出したる四十一人の委員を置くこととなせり。Vereinigung deutscher Arbeitgeberverbände の成立は英國に於けると等しく大に一般労働者を激昂せしめたるが如く、其設立を告ぐるや基督教社會主義者團體の機關新聞たる Centralblatt は社會主義者團體基督教徒團體及び Hirsch-Duncker 組合等は須らく立つて雇主組合聯合會に對抗し得べき全労働者の強大なる組合を設立するの要極めて切なりと絶叫せり。

尙獨逸に於ては大小の國家的地方的雇主組合の數頗る多く、千九百十三年一月一日の調査によれば雇主組合に加入せる企業者の數總計十五萬五千人にして其下に使用せらるる労働者の數は無慮四百六十八萬に上れりと云ふ。元來獨逸にては雇主組合を其性質により二種に大別し、即ち其一は同種の生産業に従事する企業者を包擁する團體にして之を同職組合(Berufliche Ver-

bände) と云ひ、其二は異種の職業に従事する各雇主を包括する團體にして混合組合(Gemischte Gewertschaften)と稱するもの是なり。而して此二種の組合は更に分れて(一)帝國全部に及べる帝國組合(Reichsverbände)、(二)一州内に限れる各州組合(Bezirksverbände)、(三)一地方内に限れる地方組合(Ortsverbände)の三種となるものなり。

是等の組合の最近の發達を瞥見せむに、先づ同職組合に屬するものに就て云へば、千九百十二年一月一日より千九百十三年一月一日に至る滿一箇年間に帝國組合の數は一〇一より一〇四に進み、各州組合は四四三より四九四に、又地方組合は二、四〇三より二、六九二に増加したり。故に總計にては三百四十三の増進を爲したる譯なり。但し其加盟雇主數及労働者數の膨脹に就ては詳細なる事は之を知り難きも、加盟雇主數は十二萬四千より十四萬に進み、労働者數は

三百二十八萬より三百五十五萬に達せるものと概算して略ぼ大過なきが如し。尙混合組合に屬する團體は千九百十三年一月一日の調査によれば帝國組合二、各州組合十七、地方組合百十七の現在數を示せり。

佛蘭西に於ては雇主組合の組織は未だ微々として振はず、僅に Fédération nationale du bati-ment が最も有力なる組合の一として現はるのみ、而して其加盟企業者の數は約一萬三千に及べり。最も最近組合的精神は佛國民の間にも漸次普及するに至れるは争ふべからざる事實なれば尙將來は多少看るべきものあるに至るべし。

最後に注意すべきは英獨兩國に於ては雇主組合は益々其團結を強固にして労働の自由に對する保護法を要求しつつあること是なり。即ち前述せる如く英國の新組合は非買同盟及び平和的監視に關する千九百六年の法律を修正すべきこ

とを議會に請願するを其目的の一となせり。又「ハンザ」聯合(Hansa Bund)獨逸工業者中央組合(Zentralverband deutscher Industrieller)、「バイエルン」工業者組合(Bayerischer Industriellerverband)等は同盟罷工者が罷工に關係せざる勞働者の自由を束縛せんとする行爲即ち監視(Streiksposten)を罰せんことを要求し、之を勞働希望者保護(Arbeitswillingenschutz)と稱せり而して其要求せる刑罰は少しく過酷にして監視に對しては禁錮刑及び千馬克の罰金を課せんとするものなり。此法律は素より未だ成案となるに至らざれども千九百十三年十二月帝國議會の質問に於て司法大臣は遠からずして右の法律を聯邦參議院に提出すべしと答わたりと云ふ。故に今日の所にては斯る勞働者の行爲は之を裁判官の民事上若くは刑事上の裁斷に委するの外なし。

之を要するに以上述べたるが如く雇主の方面

より出づべき將來の社會的立法は勞働者に對する監督法となるべきものにして、從來の如き保護法とは多少其趣を異にする所なりとす
(未完)

財政上の緊急處分

村田岩次郎

目次

- 一、緒言
- 二、憲法第六十四條第二項の意義
- 三、憲法第六十九條及び會計法第七條並に第八條の意義
- 四、憲法第七十條の意義
- 五、會計法第五條第二項の意義
- 六、會計法第二十條の意義
- 七、結論

一、緒言

大正三年三月三十一日清浦奎吾氏内閣組織の大命を拜し、内閣員の詮衡に一週間を費せしも閣員中海軍大臣の就任者を得る能はずして流産の悲境に陥りたるは、未だ吾人の記憶に新たなる所なり。清浦内閣流産の原因は海軍補充費支出の一事に在りしが、この際殊に世人の注意を

惹きたるものを所謂責任支出の問題となす。是れ固より新しき問題には非ず、否寧ろ陳腐の問題に屬するものなれども、責任支出が憲法違反の行爲なりや否やに關しては今日尙ほ異説を唱ふるものあれば、予は先づ憲法及び會計法に於ける各關係條規の意義を究め、責任支出の憲法違反なることを論斷せんとす。

二、憲法第六十四條第二項の意義

憲法第六十四條に曰く、豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出ある時は後日帝國議會の承諾を求むるを要す」と。豫算の編成如何に宜しきを得るも、豫算超過及び豫算外支出を絶對に防遏せんとするが如きは固より望む可くして行はれざる所なるが故に右規定の必要なるは言を俟たずと雖も、憲法の解釋上問題となるは六十四條第二項の規定は六十九條に規定せらるる豫備費の支出にして是れ以外に豫算超過及び豫算外支出存せざるものと解す可きや否や